

資料-1

芦屋市一般廃棄物処理基本計画の修正箇所

- 1 平成 22 年度廃棄物減量等推進審議会での結果を反映させ、修正した箇所。

該当ページ	修正内容	修正前	修正後
P20	マイバッグについて、コープこうべの実績を追加する。		平成 22 年度には、芦屋市のコープこうべ全体で 90.7%の消費者がマイバッグを持参し、ドラム缶にて 321 本分の原油の節約ができた。
P70	改正された『廃棄物処理法の基本方針』に対応する。	策定 平成 17 年 5 月 基準 平成 9 年度 目標 平成 22 年度 排出量約 5%削減 再生利用量 24% 最終処分量おおむね半分に削減	策定 平成 22 年 基準 平成 19 年度 目標 平成 27 年度 排出量約 5%削減 再生利用量約 25% 最終処分量約 22%削減
P83	ア 焼却施設 6～9 行目の表現を修正し、延命化を行う旨を明記する。	焼却施設を建替えるか又は延命化改修工事を実施するのか、財政面を考慮しながら、設備や機器が最新型になることにより、効率的な運転の実現、安定化した環境対策、電気費用の低減等による省エネルギー化等の効果が発揮され、温暖化対策にも資する施設にすることができる。	現焼却施設は、稼働後 16 年目を目途に延命化改修工事を実施し、財政面を考慮しながら、設備や機器を最新型にすることにより、効率的な運転の実現、安定化した環境対策、電気費用の低減等による省エネルギー化等の効果が発揮され、温暖化対策にも資する施設にする。

P84	1 リサイクル施設 4行目改正された『廃 棄物処理法の基本方 針』に対応する。		24% (平成 22 年度目 標)	25% (平成 27 年度目 標)
P86	1 家庭内リサイクル ダンプホルコンボス の推進による排出 抑制 1 行目 () 内 と※のダンプホルコ ンボストに関する記 述を削除する。			
P86	タイトルを変更す る。	基本方針を達成する ための方策	めの方策	
P90	有料化の検討の中段 「安定燃焼」に関す る記述を削除する。	ごみの有料化を行え ば、ごみ焼却量の過 度な減少になると想 定され、焼却炉の安 定燃焼が得られなく なるため、焼却施設 の建て替えが必要と なる。経費面からは、 現焼却施設の延命を することが、有効と 判断するため、ごみ の有料化以外の施策 を行い、前述の目的 を目指す。	「ただし、本市にお いては、各種の施策 を行うことでごみの 減量化を推進してお り、年々排出量が減 少していることか ら、」を追記。	
P92	市民と市、市民と事 業者、商工会・消費 者協会等のコラボレ ーションによる役割 を追加する。			図表 3-6-2 排出抑 制・分別排出等に係 る役割を追記。

2 行政内部で最終チェックし、修正した箇所。

該当ページ	修正内容	修正前	修正後
P24	廃棄物運搬用パイプライン施設 13 行目	現施設について、適宜補修を行い、運転している。	施設の老朽化も進んでおり、適宜補修を行いながら適正に運転している。
P49	キ ごみ処理費用 2 行目の比較対象の考え方	本市支出総額の 2%	本市一般会計支出総額の 3% 図表 2-2-69 の数値も合わせて修正
P50	図表 2-2-72 H18 実績の人口 1 人 当たり年間処理経費	14,888	14,549
P57	基本方針(4) 収集・ 運搬の効率化	直営と民間委託による収集体制は、今後も継続し、分別収集の方法や民間委託地域の見直しなどをすることになれば、適宜体制の見当をし、経済的な運搬体制の構築を図る。	廃棄物運搬用パイプラインによる収集は、施設の老朽化等により、今後維持管理費や補修費の増加が考えられるが、コスト縮減対策の検討等を行ない効率的な運用を図る。
P58	「ア 廃棄物処理法の基本方針」を改正に合わせて修正する。	平成 17 年 5 月『廃棄物処理法の基本方針』では、「ダイオキシン類対策推進基本方針(平成 11 年閣僚会議決定)」に基づき、当時設定した一般廃棄物の減量化目標量の考え方を踏まえ、当面、平成 22 年度を目標年度として	平成 22 年 12 月『廃棄物処理法の基本方針』では、第二次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成 27 年度を目標年度として、

P84	ウ 広域的な取組を 削除	施設整備やリサイクルの推進等のごみ処理に関する事業の実施は、安定稼動、熱回収率・再資源化率の向上、適正な循環利用及び処分、経済的な運営を進める上で、他市町との連携等による広域的な取組を図る必要がある。本市及び各市町の施設稼動状況等に合わせ、将来的に広域的な処理に対応していく。	削除
P90	予約制の検討 4行目の修正	10kg 未満	10kg まで
P91	処理手数料 10kg 未満無料廃止の検討 タイトル修正	10kg 未満	10kg まで
P91	ウ 適正処理体制の確保 タイトル修正	ウ 適正処理体制の確保 ● 実施予定の施策 ・ 事業系ごみの実態調査の実施	・ 事業系ごみの適正処理の検討
P94	(5) その他 タイトル、内容ともに修正	・ 資源ごみの持ち去り防止に係る各市の動向 条例の制定に向け、平成 22 年 12 月議会に上程した。しかし、継続審査となったため、今後は、各市の動向を注視しながら	・ 資源ごみの持ち去り防止に係る取り組み 現在、条例化を検討している。

	ら、本市の取組を模 索していく。		
--	---------------------	--	--